



知空「学林之由来」『光隆寺知空追日記』（龍谷大学大宮図書館蔵）

目次

龍谷大学における学びと教育・研究活動	林 智康	2
龍谷大学での18年	須藤 護	4
『学林諸記』天保七（一八三六）年八月～天保八（一八三七）年四月		I～VI
表紙解説・資料室だより		12

龍谷大学における学びと 教育・研究活動



はやし ともやす
龍谷大学名誉教授 林 智康

“待つ長さ 過ぎ去る速さ 生きる今、 月日の経過は誠に速く、専任教員27年間は、またたく間に過ぎ去ったと思われる。在職期間の思い出やエピソードを語ることを要請されたが、私自身、龍谷大学で学び、育てられて今日があるので、スタートのところから語り始めたいと思う。

私は1964年4月に龍谷大学文学部仏教学科に入学し、1968年3月に卒業、続けて大学院文学研究科修士課程および博士課程において真宗学を専攻した。博士課程の二年間に宗教部臨時職員（アルバイト）を勤めた。特にこの間に学園紛争があり、当時の宗教部長村上速水先生（真宗学）や主事小林実玄先生（仏教学）・釈舎幸紀先生（仏教学）（いずれも故人）は学内に入れず、しばらくの間、院生の私だけが宗教部の部屋に入ることができ、学外からの電話連絡を通して、必要経費の書類作成や『宗教部報』誌の編集等の仕事内容を行っていた。現在、世界遺産・国宝である西本願寺の御影堂や阿弥陀堂への乱入、深草学舎の封鎖やパトカー襲撃事件、大宮学舎校門前の全共闘学生と民生学生の対立、一部の院生が構成する大宮変革推進会議の図書館封鎖が強く印象に残っている。

1980年～81年の2年間は短期大学部仏教科非常勤講師になり、その後、佐賀龍谷短期大学（現在の九州龍谷短期大学・鳥栖市）仏教科に5年間勤めた。そして再び龍谷大学に戻り、1987年から3年間は文学部助教授、1990年に法学部へ移籍して10年間勤め、2000年に文学部教授として再び移籍した。2007年に学生部長（2年間）さらに2012年に宗教部長（2年間）の任を果たし、2014年3月に無事、定年退職になったのである。学生部長時代は諸会議をはじめ、学友会所属の宗教局・学術文化局・体育局・放送局等の各サークル活動への支援やパンフレット掲載の原稿作成に追われた。宗教部長時代は入学式・卒業式をはじめ、諸宗教行事において衣体（えたい）という白衣や黒衣を身に着けて先頭に立ったときは緊張の連続であった。

“流れる水は濁らない”の如く、私は文学部から法学部へ、法学部から文学部へ移籍し、絶えず新しい気持ちで教育・研究活動に力を入れてきた。最初の大宮学舎文学部3年間と次の法学部10年間は主に深草三学部（経済・経営・法学）の教養科目の「仏教学」（現在の「仏教の思想」）と文学部真宗学科の基礎ゼミ等を担当した。再び大宮文学部に戻ってからは、学部3、4回生のゼミ、大学院のゼミと講義を担当した。大宮学舎と深草学舎の間を主にスクールバスで移動し、充実した10年間であった。

私の専門分野は真宗教義学・真宗教学史であり、親鸞聖人の主著『教行信証』、その弟子の唯円房著『歎異抄』、さらに蓮如上人著『御文章』（『御文』）、この三つの著述が私を育ててくれたと思う。『蓮如教学の研究』、『歎異抄講讀』、『顕浄土真実信文類講讀』（『教行信証』信巻）等の著述を刊行し、大いに教育・研究活動に利用した。

かつて、私は深草学舎において、7講時（午後8時5分から9時35分まで）の夜間主の授業で4年間『歎異抄』を担当した。社会人の受講生からは「私たちは仕事を終えて学びに来ているので、先生方は絶対、休まないでほしい」と、最初にクギをさされた。また9時30分になると、必ず冷暖房が止まり、前のドアから女性清掃作業員の方が顔をのぞかせた思い出がある。

『歎異抄』は日本のみならず、世界の『歎異抄』になっている。2009年6月8日に大宮学舎で国際真宗学会のシンポジウムが開かれた。「『歎異抄』翻訳における諸問題」という題で、フィンランド語訳のHirashima Seppo（平島節保）先生（龍大仏教文化研究所客員研究員）、フランス語訳のJerome Ducor（ジェローム・デュコール）先生（ローザンヌ大学講師・信楽寺住職）、中国語訳の毛丹青（マオダンチン）先生（神戸国際大学教授）、韓国語訳は許成九（ホスンク）さん（本学真宗学博士課程出身、当時ソウル浄土信仰研究会委員長）の方々に集まってもらい、私がコーディネーターを務めた。その他、私は『歎異抄』を通していろいろな方とご縁があった。モスクワ大学講師のヴィクトル・サノヴィッチ先生は仏教文化研究所客員研究員として二度来校され、『歎異抄』をはじめ、親鸞聖人著『浄土和讃』、親鸞聖人の手紙をまとめた従覚上人篇『末灯鈔』までロシア語に翻訳されている。台湾の光照寺住職の陳一信（チェンイーシン）さんは本学の真宗学修士課程出身で中国語訳を、さらにスリランカワドウレッセ・アリアワンサさんも本学真宗学博士課程で学び、シンハラ語訳の『歎異抄』を出されている。私も1992年3月に本学出身の4人組で2年かけて『歎異抄事典』を刊行した。さらに2000年5月にはメンバーを一新して、同じく本学出身の6人組で4年かけて『親鸞読み解き事典』を刊行した。

両事典とも柏書房のベストセラーであった。

続いて教育活動の方について述べる。学部のゼミでは、親鸞聖人の『浄土和讃』や『御消息』、そして唯円房の『歎異抄』、また覚如上人の『口伝鈔』、『改邪鈔』、さらに蓮如上人の『御文章』や『蓮如上人御一代記聞書』等、真宗の聖教を中心に進めた。校外学習として『教行信証』の中に、たまたま念仏者の現生の利益と弥勒菩薩の階位が同じというところがあるのをきっかけに、国宝第1号の太秦広隆寺の弥勒菩薩を訪れたことがあり、その美しさにゼミ生は皆感動していた。

ゼミ合宿や真宗学会研修旅行で、親鸞聖人や蓮如上人のご旧跡を回った。親鸞聖人流罪の地である越後の居多ヶ浜に立ったときはジーンと胸が熱くなった。また福井県吉崎別院の巨大な蓮如上人像や大阪城にある「南無阿弥陀仏」の大きな名号本尊の石碑には深く感動した。これからも蓮如上人のスケールの大きいことが再認識させられた。

大学院の講義は、まず覚如上人・存覚上人の著述から始まり、『教行信証』の最初の注釈書である存覚上人の『六要鈔』を6年かけて講読し、さらに『教行信証』を、種々の注釈書を参考にして、各自が研究発表を行った。学外でも、院生は諸学会に所属しているので、積極的に参加し研究発表することを勧めた。私の大学院時代に指導を受けた石田充之先生は、どの学会にも顔を出され、どの発表者にも質問されていたことが思い出される。

海外の活動では、IBS（Institute of Buddhism Studies 米国仏教大学院）に3週間出講し、開教使や門信徒の方に「蓮如上人に学ぶ」というテーマで講義をした。またBSC（Buddhist Study Center ハワイ仏教研究所）では、2週間出講し、同じく開教使や門信徒の方に浄土真宗の教義を伝えた。さらに韓国の東国大学の交換講義では2日間、学生対象の『歎異抄』前半の講義を行った。その他、武蔵野大学や九州龍谷短期大学へも出講し、集中講義を行った。

最後に「龍谷大学の建学の精神」について言及しておきたい。来春開講の農学部（新設）や国際学部（改組）を含め9学部1短期学部、約2万人の院生・学生の学び舎の教育・研究活動の中心は「建学の精神」である。私の宗教部長時代、前宗教部長の桂紹隆先生（仏教学）からの継続課題が、この「建学の精神」であった。諸先生のご協力を得て今日の「建学の精神」が公布されたのである。英訳は勿論、中国語訳や韓国語訳も、特に文学部の先生のご協力で作られた。グローバル化の時代において、今後さらに諸外国語の翻訳が求められると思われる。「建学の精神」の本源は阿弥陀如来の誓願（本願）であるが、その願いが私のところにどのように展開しているのか、本学で学ぶ学生・院生、そして教職員を含む龍谷大学の構成員が真剣に考え、それを学園生活の中で具現化する努力を切に要望したい。

私もできるだけ側面から協力したいと思う。

龍谷大学での18年



すどう まもる
龍谷大学名誉教授 須藤 護

龍谷大学の8番目の学部として、国際文化学部が瀬田学舎に開設されたのは1996年のことであった。それより先1989年に理工学部、次いで社会学部が開設されており、国際文化学部が加わることで、瀬田は国際色豊かな学舎としてより充実することになった。当時、学部教授会の構成員は40余名だったと思うが、そのうち17名が外国籍の先生であり、まさに国際文化学部にふさわしい陣容であった。学部内は自由と解放感が感じられ、より高度で豊かな教育をめざそうという機運に満ちていたように思う。

その後しばらくして、学部開設にこぎつけるまでには大学執行部の先生方はもちろん、初代学部長に就任された比嘉正範先生、直接開設準備を担当された他学部の先生方、事務職の方々の多大な御苦労があったことを知り、さらに新任教員のために手厚い待遇が準備されていたことを知ることになる。大学執行部が配慮して下さった手厚い待遇のひとつに、外国人教員専用のアパートがあった。「ルミエール間宮」といい、設計者はヨーロッパまで出かけて多くの共同住宅を見学し、いかにしたら先生方が快適に過ごせるかを念頭に置いて設計したらしい。部屋は家族用と単身用があり、家族用は10畳ほどのリビングルーム、同じくらいの広さのバス・トイレ付の主寝室、ダイニング、キッチン、6畳ほどの洋室があり来客用のバス・トイレが併設されていた。また単身用はダイニング、キッチンとバス・トイレ付の主寝室でやはり来客用のトイレが併設されている。

アパートは比較的広いエントランスホールがあり、その奥にはサウナが用意されていた。また中庭には芝生が広がりジャグジーも用意されていた。

このアパートは外国人教員が優先的に入ることになっていたが、空室ができたので日本人教員も入ることが可能になった。そこで私はこのアパートに住むことを希望した。最終的には、家族用に欧米人家族4組、中国人家族2組、韓国家族1組、日本人家族2組、単身用は欧米と韓国それぞれ1人ということになった。これに先立って各家族、各人が部屋を決めることになった。抽選をして決めたのか、話し合いで決めたのか記憶があいまいであるが、結果的には興味深いことになった。それは欧米系の家族は北、もしくは西側の部屋を希望し、東アジア系の家族は南、もしくは東側の部屋を希望し、家族の指向が見事に分かれたのである。

その理由を深く考えたわけではない。しかしいくつか思い当たる節があった。日本人は太陽にたいしてことのほか親近感を持ち、とくに日の出にたいして信仰の念さえ抱く民族であるが、中国や韓国の人々も同じような感覚を持っていたことを知った。これにたいして欧米人は、太陽にたいする関心よりも、朝から夕方まで一定の光を保つことのできる空間を好むようである。一般的には書斎に充てる部屋は北西の方角がいいとされており、精神的に安定して机に向かうことができ、思考する際には最も適した環境だからである。このような環境にたいする志向性の違いは民族の特性としてとらえることが可能かもしれない。

しかしながら、東アジア系の民族文化も一言で言い表すことはむずかしい。住居にしても食文化にしても、共通点と相違点が見え隠れしているのである。たとえば「ルミエール間宮」では住民がご馳走を持ち寄ってパーティをしたことが何度かあった。食事をするときには日本人も中国人も韓国人も箸を使うが、その箸の質がだいぶ異なっている。中国人の箸は比較的長く象牙や木製品が多い。韓国人が使っている箸は金属製のもが多く、平べったくて短いのが特色である。そして箸とスプーンを上手に使い分けている。日本人の箸の長さは両国の中間ほどであり、木製のものがほとんどである。このような違いは食材、調理法、食作法と関係しており、その背後には中国の陶磁器文化、韓国の金属文化、日本における木の文化という大きな問題が横たわっている。このようなことを問題として取り組むようになったのは後になってからであるが、日常的に異文化に接する機会があったことがきっかけになっている。

「ルミエール間宮」では、アパートの賃貸契約のことも興味深いことがあった。このアパートは民間から大学が借用しているものであった。日本で部屋を借りる時は、前もって数か月分の敷金と礼金を納めることが常識になっている。賃貸契約の期限が切れ、アパートを出る時点で部屋の点検が行われ、部屋が汚れていたり痛んでいたら修理を行うことになる。その際にかかった費用は礼金から支出され、費用の差額が出た場合返却、もしくは加算されるという仕組みである。

欧米の先生方はこれがおかしいというのである。その理由は、部屋の賃貸は経済行為であり、家賃を支払うことによってその行為が成立するのだから、敷金や礼金は必要ないというのである。つまりその部屋の価値は家賃で決めるべきことであり、家賃を払っている限りは借主がどのような形で使用しても問題はない。生活をしていく中で部屋が多少は汚れたり、壊れたりするものである。したがって、建物を破壊する、火事を出すといったことのない限り、部屋の補修は家賃の中から念出すべきであり、礼金をとる理由はないという考えであった。

日本人にとっては異様な意見のように聞こえるが、外国人にとっては、むしろ日本の慣習の方が異様だという印象をもったのであろう。この問題は管理者との交渉まで発展し、決着がつかなかったためにしばらくの間供託という形で家賃を納めていたことがあった。合理的に物事を考え処理する欧米人と、状況を判断しながら物事を処理する日本人との違いがはっきり浮き彫りにされたような事件であった。

国際文化学部にて在籍したおかげで多様な異文化に接触し、本来の教育・研究活動に生かす多くの機会を得たことは幸いなことであった。国際化、グローバル化が提唱されて久しいが、大切なことは相手の文化を知り、できうるかぎり理解できるよう努めることであろう。そのためには日常的に異文化に接する機会があることが望ましく、また常に自文化を深く追求する姿勢をもつことが望ましい。いうまでもなく、文化は比較検討することでより理解が深まるからである。ちょっとした異文化との接触の中に大きな問題が潜んでいる可能性があり、それを検証していくことが自らを成長させてくれるものである。その一方で、異文化との接触が大きな誤解を招き、過酷な紛争を引き起こしてしまうことが現実として存在している。

異文化に接することにおいて、大変良好な環境の中で過ごした瀬田学舎での18年間であったと思う。2015年度から国際文化学部は深草学舎に移転し新たな門出を迎えることになるが、学部名称が変わり学舎が変わっても、学部が発足した当初の目標を忘れることなく、次の課題として深草学舎の国際化に寄与して欲しいと思う。

留役所『学林諸記』二 天保七年八月〜天保八年四月

【頭注】

【翻刻】

宝雲 『史報』十四

号頭注参照。

念仏為本 往生する

には念仏の一行が根本であるということ。

因明論 『因明入正

理論』のこと。玄奘

の訳、一卷。

助教 『史報』十号

補注③参照。

兼主儀 『史報』十

号補注③参照。

恵麟 『史報』十二

号頭注参照。

印持 『史報』十二

号頭注参照。

曇龍 『史報』十

二号頭注参照。

密雲 『史報』十三

号頭注参照。

十住毘婆沙論 龍樹

著『十地経』の注釈

書、鳩摩羅什著。

俱舍論 『史報』十

三号頭注参照。

同

正学試念仏為本、兼学試因明論四相違、右篤卜及試問

候処、弁积無滞通暢仕、從來砥礪切磋之程相見江候

間、何卒御慈悲を以助教兼主儀被仰付被下置度奉願上

候。以上。

申八月

試問者 恵麟

御用掛

御役所

前文之通相違御座なく候。依而奥印仕候。以上。

曇龍

同

正学試十住毘婆沙論信方便易行、兼学試俱舍論得非

得、右篤与及試問候処、弁积之趣無滞通暢仕、從來砥

礪切磋之相見江候間、何卒以御慈悲、願之通得業兼主

儀被仰付被下置度奉願上候。以上。

申八月

試問者 寶雲

御用掛

御役所

前文之通相違無御座候。仍而奥印仕候。以上。

曇龍

同

播磨 普照

同

同

大愍 『史報』十二

号頭注参照。

普照 『史報』十四

号頭注参照。

往生論註 『史報』

十三号頭注参照。

同

同

同

同

同

同

同

文類聚鈔 『史報』

十二号頭注参照。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

正学試論題往生論註性功德之義、右篤卜及試問候処、

弁积之趣無滞通暢仕候。從來砥礪切磋之程相見江申候

間、何卒以御慈悲、願之通得業兼主儀被仰付被下置度

奉願上候。以上。

申八月

試問者 恵麟

御用掛り

御役所

前文之通相違無御座候。依而奥印仕候。以上。

曇龍

同

同

江州 若城

正学試文類聚鈔、篤与及試問候処、弁积之趣通暢仕、

從來砥礪切磋之程相見江申候間、何卒以御慈悲、願之

通得業被仰付被下置度奉願上候。以上。

申八月

試問者 恵麟

御用掛

御役所

前文之通相違無御座候。仍而奥印仕候。以上。

曇龍

十六日

一御用僧焰善寺・興元寺方殿試左之名前之者方差出し候

旨ニ而差出、尚亦覺試之内、多部之義者一向存不申候

間、先筆記其儘差出候。優劣相印し候義も難致、宗部

者強而被仰付候ハ、相印し可申哉。乍然当否之義者一向

難差定旨。且右殿試之所者御安心之義ニ而、御用僧所役

之事ニ候得共、浅字ニ付義門之所無覺束候間、極内々

年預勸学江内見被仰付度旨。且先達候御達ニ者、助教已

上者殿試無之旨御定ニ候得共、此度者始而之義故、助教

同

之分も差出申候。已後者先達被仰出通りニ可致哉、何候旨。

名前左之通

都西 『史報』十三号頭注参照。
獅絃 不詳。
廓超 『史報』十一号本文参照。
惠門 『史報』十三号頭注参照。
了玄 『史報』十四号頭注参照。
疎謬 おろそかになること。
両寺 昭善寺・興元寺を指す。
安心之所一大事二候間↓補注①
背馳 反対になること。

十七日

一御用僧方申出候。殿試論題差出候ニ付、一応内々年預勸学江も為見被仰付度候義、右者銘々義門之見込者、種々不同可有之候得共、右者殿試之所詮ニあらず、右安心ニ違、害無之哉否之所計ニ而、其上者所論実ニ疎謬而已ニ而、取ニ足らざる歟之所さへ相分候ハ、宜敷義故、夫丈之義者相分可申義ニ可有之候間、其段両寺江申聞候所、義門之義者仮令義を相建候而、私共之議相誤候与も、夫者子細も無之候得共、安心之所一大事ニ候間、此度之夫々之所論決而御相承ニ不背馳候様存し候得共、決而相当候与申義も難申上候ニ付、其段申上候義与申出候間、此上者上江奉伺候次第ニ相成ル。

八月十八日

一願書

信州 惠門

拙僧義

学林造営掛 『史報』十二号補注④参照。
入蔵掛 『史報』十二号補注⑤参照。

*学林造営掛并入蔵掛兼帯被仰付、尚亦深重之以思召、学階之義ニ付奉蒙御試問段、重々難有仕合奉存罷在候処、国方より老母大病之由申来候。依之一旦帰国御暇奉願度、尤明西年急度上京可仕間、此段御許容被成下様奉願上候。以上。

申八月 学林

御役所

同

一同

肥後 都西

拙僧儀

今度御試問被仰付、難有奉存候。就夫当時迄在京仕居候処、最早往来手数甚指逼、万一日限口切れ申候而ハ至而六ヶ敷国柄ニ而、大ニ当惑仕申候。依之何卒指急帰国仕度奉存候間、此段御憐察被成下、宜敷御取成之程奉願上候。以上。

申八月 学林

御役所

同

一同

越中 獅絃

拙僧儀

当夏前方在京仕候故、夏末早々発足下向仕度奉存居候所、無抛仕合ニ付、御試御願申上、御殿許多御苦勞筋ニも相成、且当十三日筆録も指上置申候。然ニ国方老僧義、老衰之上、七ヶ年前方中風相滞居候故、当春離別之節ニも種々相慰、七月中ニハ必可致帰国約定ニ而上京仕居候訳柄ニ御座候。然処昨日国方上京之同行ニ承り候へハ、右老僧義、当月初より余病指添、余命も難計体ニも相見、存生中ニ今一度致面会度、晨夕申居候由承り、誠ニ拙僧身心当惑仕候。就夫何卒早々帰国之義御免被成下度奉願上。此段宜敷御取成可被下候。以上。

申八月十八日

右願人手元吟味仕候所、相違無御座候故、保証仕候。

同国上座

默翁

学林

御役所

月十九日

洪蔵 『史報』十二
号頭注参照。

右三通共
御用掛り洪蔵江相渡。

右三通願書興元寺方差出。

敵浄 摂津国吹田片
山浄念寺住。

八月十九日

一 勢州方昨夕上京之趣ニ而上納等御用掛り方差出。猶外ニ
申出候義、都而日記十九日ニ記有之。

摂州 敵浄

了明 『史報』十二
号頭注参照。

同

一 病氣ニ付医師相願候旨、御用掛洪蔵より申出。例之通
取計候様申達。

摂州 了明

同

一 御用僧方申出候。学林殿試論題筆記、内々ニ而も為念
御相承ニ差障り無之哉、勸学辺江相見セ候哉之義、相
伺候処、右ハ御殿之処、甚手薄相成、不都合ニ候間、
御役僧限り之吟味ニ而宜敷旨申達候様。尤御覽之処、
殿試之分何も御差支ハ無之旨御沙汰ニ付、其段御用僧
炤善寺江申達。猶亦右差出候所化呼出し、差出候論題
筆録及上覽候。右ニ付昇階之義御用掛方沙汰可有之旨
申達、其上御用掛方例之通以書付可申達旨。以来左様
取計候様、同寺江申達。然処右達方及言上候与計ニ而
ハ、余り如何ニ候間、左之通両様奉伺候旨申出。示談
之上、少々及添削、其通可申達、炤善寺へ申達。

覺試 『史報』十三
号解説参照。

一 覺試・殿試之筆録及言上候処、学業出精之段神妙
ニ被思召候。弥此上修学出精、致策進候様被仰出
候。尚御用掛方可有御沙汰申達候事。

陞進 『史報』十四
号頭注参照。

一 右ニ付夫々願之通陞進候ニ付、如例左之通ニ各通ニ而御
用掛洪蔵江相渡、早々申達候様、尚又御用僧方申達候
義も為心得申達。尤御用僧申達候上ニ而、御用掛方申

綿屋伊助 掛屋。西
本願寺境内に拠点を
置いていた。

左源太 『史報』十
二号頭注参照。

達候答候。一旦覺試自他之論題并殿試論題之筆記、御
用僧江相渡候様申達。

一 右論題筆記都合廿五冊、御用僧炤善寺・興元寺へ相
渡。其度每袋致し、年月等表書致し、他江散乱不致候
様取締可致旨申達。

八月廿四日

一 御境内綿屋伊助、学林入財御預申居候所、引込有之、
上納方之義御用掛り方申付候得共、少しも相納不申、
右ニ付先頃町役所方他出差留有之候所、其後段々猶予
致し遣し有之候所、今以不埒之上、別紙之通り町役所
江申出候趣聞置呉候様、御用掛り左源太方申出ル。

一 是迄之委曲者申置候。五月十九日学林御役所ニおゐて
年賦毎年金十五兩ツ、凡廿四ヶ年賦ニ相当り申候。尚
当金五十兩、七月迄ニ相納候様被仰付、御請申上候
事。印形人御境内ニ而両三人差入候様被仰付。追々取
調、願出候事。七月十日印形人両人名前御伺申上候
所、書付ニ而差出し可申付様被仰付。早々相認メ差出
し候所、早速御殿江御任被遊候而御沙汰可有之との御
事。七月十三日学林御懸り方被召、印形人未御沙汰無
之ニ付、尚御沙汰次第可申達被仰渡候。右ニ付当金盆
前ニ相納候様被仰付候得共、何分前被仰付候通り、当
晦日上納義押而相願候事。

一 七月廿七日印形人両人御聞濟相成候段被仰渡候事。尤
当金廿九日無相違相納候様被仰付、其節印形人老人者
大坂江下り、尤融通手当ニ参り候事。此段御断申上、
尚両方共上京、早々埒明可仕段申上候。私義前以病氣
御断、代人を以申上候。廿八日印形人上京延引ニ付、
両三日御延引之義願罷出候事。晦日上納延引ニ付、此
節融通ニ取懸り居候。暫時延引相願候事。八月七日金
出来兼候ニ付、当十二日差出し候手扣書之一件、御懸
り役迄口上ニ而相伺候事。十二日手扣を以御願申上候

書物御兩人取替し之一件、委曲手扣書之通りニ御座候。尚夕方願出書附御預リニ相成候。尚又明朝罷出、委曲可申との御事。十三日早朝御懸り迄罷出、尚委曲申上候。右書附相納り帰り候事。十八日御所化様五人程御入来ニ而、只今五十金相渡し可申被仰。火急被仰付当惑仕、種々御断申上候所、何分出来迄不引取段被仰、無是非夜九ツ時迄御出、尚亦九ツ時方余人程又五人御替しニ相成、朝迄御出被成候。又朝方御代り追々五人ツ、昼夜廿人ツ、昼夜御詰切、無勿体奉恐入候。十九日昼夜同断。廿日昼夜同断。夜五ツ時頃式三十人計一時ニ御出。四ツ時同断。

九月六日

一

豊后(マゴ)後大野郡

宮尾村了因寺

雪峰

右者来西夏承襲※、豊後速見郡古市村西念寺嵐静江被仰付候所、病氣ニ付御断申上候間、代り役人体奉伺候旨。右御用掛り方伺帳を以申出ル。

九月七日

一 学林来夏承襲、豊後速見郡古市村西念寺嵐静病氣ニ付、代り同国大野郡宮尾村了因寺雪峰江、伺之通被仰付。以端書※奉書※半切書御用掛り左源太江申達。

九月廿三日

一 願書

耆年惣代

実應※

河提※(河)

中座惣代

櫛溪※

論注 『史報』十三号頭注「往生論註」参照。

一 願書

耆年惣代

实應※

河提※(河)

中座惣代

櫛溪※

晃映※

下座

揚音※

周瀛※

新隸

奉書 『史報』十四号頭注参照。
半切 『史報』十四号頭注参照。
実應 不詳。
詞提 曇龍門人、安芸国賀茂郡川尻村光明寺住。

櫛溪 不詳。

晃映 不詳。

揚音 不詳。

周瀛 不詳。

洞達 不詳。

天雷 不詳。

今年ハ無類之年柄ニ相成↓補注②

淹留 長い間滞在すること。

我等 従来貧学之身分ニ候処、今年ハ無類之年柄ニ相成、米穀并諸色高直ニ相成、此節ハ必至困窮ニ陥入、厨司拵等ニ茂差支、難致淹留修学候。依而何卒以御慈悲御救米被為成候歟、又ハ御拝借銀御下ケ被為成下候歟、右両様之内、御憐愍之御取計奉願上候。誠ニ々御時節柄奉恐入次第ニ御座候得共、不得止御願申上候。以上。

申九月日 学林

御役所

洞達※

天雷※

九月廿四日

一

学林所化中

頃日米穀高直ニ付、為御救金貳百疋ツ、被下之旨、御用掛り江申達ス。尤所化人数卅六人有之候由。

但し金子之義ハ御用掛り預り金之内ニ而取計候事。

天保八丁酉年

正月方

正月廿九日

一

大行房

曇龍

彼岸後方夏前迄御前講被仰付候旨、御内意申渡候様、御用掛江申達ス。

講書

論注八番問答

二月四日

一 右表向御達之事、日記ニ委。

三月朔日

播州 福正寺

廓超

当夏知事加談被仰付之。

肥後 正福寺

聞生

同監事被仰付之。

越後 正念寺

惠麟

当秋看護被仰付之。

伊勢 西光寺

淨薰

当秋參事被仰付之。

右夫々御用懸り江申達、同所方申達し候事。

四月朔日

左司馬 『史報』十号頭注参照。

一当夏学林知事加談被仰付候所、加談ニ而者下座ニ付候事故、所化用も無之、何之所詮無之。依之詰所掛札ニ助教誰と認させ申度、左候得者知事之上席ニ相成、取計も出来致し候由。尤加談伺候者、近頃者前年見習之上、翌年知事相勤候ニ付、兎角悪風等も押移、含事等も出来候由ニ付、先目附与申心持ニ而為締之義ニ候間、一同方輕し候而者不宜趣、^{*}左司馬方申出候ニ付、取調候所、文化四年迄加談有之、文政十一年方右相止ミ、監事出来候義。左候得者亦々一役相増、且加談役之者本役方首座致し候義不道理、本役も如何敷可存間、尤加談被仰付候事故、先今年者以前加談有之候節通り、加談誰与申候札ニ致し可置申聞候所、一同子細無之、畢竟知事所ニ助教誰同居候次第故、懸札ニ子細無之、尚右様相成候得者取締宜旨ニ付、左候ハ、其通り可致申達。尚明年迄此所勘考物ニ候事。

【補注】

①安心之所一大事ニ候間

文化三年（一八〇六）三業惑乱が終結し、同年十一月四日に百日閉門が解かれた。西本願寺は幕府からの「御裁断書」を元に規則を作り学林の取締を徹底した。中でも「今度学林為取締被仰出候条目」（「文化改革の壁書」ともいう）（「厳護録」『三百五十年史』史料編三卷、十四―十六頁）が強い影響力を持ったとされ、一条に「安心之儀」を取りあげている。三業惑乱の原因が、能化功存の『願生帰命弁』によるものであったことから、安心に係する事柄に対し非常に敏感になっていた。本願寺は安心理解に誤りが発生しないよう「会読」という研究方法を推奨した。これは多数の学徒によって切磋琢磨することを目的としていた。殿試を含む登科制度の改革中にあたるこの時期は、特に安心について慎重に取り扱うようにしていたことがわかる。

②今年ハ無類之年柄ニ相成

当時の飢饉による困窮は、随筆『筆満可勢』に、「此節米高にて餓死する者多し。（中略）京大坂共に死者毎日何人と言事不^レ知。」（天保七年十二月二十四日条、『史料京都の歴史』五、平凡社、一九八四年、四四九頁）という記事があるように、京都・大坂ではもちろんのこと、全国的な凶作に見舞われた。京都の町奉行所による救米も効果が無く、近郊からの難民が増加するなど、京都全体が混乱している状況であった。

【解説】

本号掲載の『学林諸記』は次の通りである。

最初の記事は、前号掲載分、天保七年（一八三六）八月十日条の続きで、鬻試試問者からの及第の報告書である。

八月十六日条は試験に関する内容である。御用僧からの申し出は以下のようのものであった。鬻試のうち、他部に関しては専門とするところではないため、そのまま提出すること。殿試の論題は安心に関わることであり、我々御用僧では心許なく、年預勸学にも見てほしいということ。そして、助教以上は殿試を

免除すると決定されたが（『史報』十四号本文・解説参照）、今回は初回であるから一応あわせて願書を提出する、という三点であった。この条から、学林の登科制度の改革は、手探りのまま慎重に行われていることが窺える（補注①参照）。

八月十七日条は再び殿試の話題である。御用僧が、殿試論題の「筆録」を年預勧学に見せるべきだと主張している。ここで問題となるのは、優劣ではなく「安心」に違背し、害があるかどうかに関心を当てなければならぬということであった。これは登科制度の改正に関わる問題としてのみとらえられないものではなく、「安心」をめぐる問題として取り扱わなければならないと主張しているのである。つまり、三業惑乱という本願寺全体を巻き込んだ一大論争の名残ともいえよう。

八月十八日条は、帰国願を学林役所へ提出した写しである。試問期間中ながら、信濃の恵門、肥後の都西、越中の獅絃の三名が願いで出ている。この十八日条の願書は、興元寺より御用掛の洪蔵へ取次がなされたようである。

次いで八月十九日条は、前述の殿試論題の「筆録」の件である。今回は勧学に見せることはせず、御用僧の吟味で済ませることが決定した。さらに論題筆記を差し出した所化を呼び上覧の上で、昇階の是非は御用掛より沙汰すべきとして、文案が提示された。これにより、願書の通り昇階させることが決まり、御用掛の洪蔵より所化へ申し渡された。なお、提出した論題筆記は御用僧が管理し、年月日を記した袋に入れ、散佚しないよう保管することが命じられた。

八月二十四日条は、学林の財政に関する記述である。綿屋伊助という掛屋が、学林の金融を担っていたが、期限通り上納しないため町役所に申し出、御用掛の左源太へも連絡したとある。その委細を述べると、まず五月十九日に学林役所から毎年十五両ずつ二十五年にわたる年賦が定められ、七月までにまず五十両を納めるよう仰せ付けた。七月二十七日にはその印形人を呼び、月末までに必ず納めるよう命じた。これにより印形人の一人は大坂へ融通しに行こうとしたが許可されず、それから何度か延引が続く、八月七日には金が用意できぬため、十二日に懸役へ伺いを立てたのである。十八日には所化が五人ほど来て催促し、また別の所化が入れ替わりでやってくる、という日が続いた。

この条文に、「手扣書之件」、「書物兩人取替し之一件」という記述があることから、同年五月三日条（『史報』十二号本文・解説参照）との関わりが指摘できる。この一件の顛末は『学林諸記』の翻刻が進むにつれ判明してくるもの

と思われる。

九月六日・七日条は、来年の安居における承襲の人選についての記事である。当初は豊後の嵐静に依頼したが、病気により辞退したため、同国の雪峰に依頼したということである。

九月二十三日・二十四日条は、近年の物価高騰に対する処置である。二十三日に耆年惣代の実應をはじめ八名が、物価高騰のため困窮を極めており、「御救米」または「御拝借銀」を願いだした。この願書に対し、翌日には「御救金式百疋ツ」の下付が決定し、「御用掛り預り金」から捻出されることになったのである（補注②参照）。

年が明けて天保八年（一八三七）正月二十九日条は、御前講（門主に対する講義）の記事である。曇龍が『往生論注』八番問答を講義することが内々に決定され、次の二月四日条で通達された。

三月一日条では、夏・秋の役職が決定され、廓超・間生・恵麟・浄薫がそれぞれ任命された。また、『学林万檢』（巻六）には、「三月朔日、出殿、西秋看護ハ越後慧麟被仰付之、参事ハ伊勢浄薫被仰付之、廓超出殿之処、改而今年方三人知事被仰出之」（『三百五十年史』史料編一卷、五八三―五八四頁）とある。知事は、『史報』十二号頭注にもあったように、「安居中の記録役。藤満の者が二人ずつ順番に勤め」ていたが、本年より三人体制に移行し、廓超が知事加談に任命された。また、『知事看護名籍』（『三百五十年史』史料編三巻）には、知事に廓超・隆恵、勝音、看護に梵龍・克讓が任命され、監事には慧麟、参事には浄薫が任命されたと記されている。

つづく四月一日条では、廓超の任命された加談の位置づけをめぐっての議論である。加談は下座であるから、詰所の掛札には助教と明記すれば、「知事之上席」となり、都合がよい。さらに、目付として取締に従事するのであれば、所化に軽んじられるような役職では不都合であると御用掛の左司馬が申し出た。そこで加談について調査すると、文化四年まで存在し、文政十一年には監事に変更された役職であることが判明した。それならば、加談を知事の「首座」と位置づけるのは道理に合わないことであるが、今年には任命された以上、従来通り加談と掛札に明記し、来年以降検討されることが決定した。

※本文の翻刻・解説は小林健太（本学大学院博士後期課程）、頭注・補注については長谷屋楨（本学大学院修士課程）が担当した。

資料室だより

資料保存作業として、以下の作業を継続しておこなっています。

- ・事務文書綴の修復、所蔵資料の調査・目録化
 - ・『立案裁決綴』のマイクロフィルム化と紙焼写真の製本、その他所蔵資料の製本
- ※本号より、『龍谷大学史報』はWeb版での発行となりました。

『龍谷大学三百五十年史』通史編 上巻・下巻、史料編 第一巻～第五巻



- 体裁：A5判／布クロス上製本／箱入
- 定価：各1冊5,000円（消費税別）
- ご注文は大学史資料室まで、FAXまたは書面にてお願いいたします。
- 送料：有料（送料の実費をご負担いただきます。）

【表紙解説】

西本願寺において所化（学僧）たちが教義を学んだ場所を「学寮」と呼んだ。そこでは能化（学頭）が經典や宗主の著作などを講義し、所化からの質疑に応答した。

学寮の歴史と変遷について記した「学林之由来」という記録が残されている。これは2代能化をつとめた知空（1634-1718）の『光隆寺知空追日記』に記されている。表紙写真は、学寮（学林）の由来を語る冒頭の部分であり、正徳4（1714）年、81歳の知空が自身の現在を語ると同時に、学寮が辿ってきた歴史を述べている。その中でも一際目に留まるのが、「江戸方学寮屋敷破却之時」という一文である。所化の覺舎であった学寮が、一時期破却されてしまったというのだ。

明暦元（1655）年、能化としてその座にあった西吟と、それに対立する月感との争論が続いていた。「学林之由来」によると二人の争いは本願寺と興正寺との対立だけに収まらず、幕府の裁定を仰がなくてはならない事態にまで発展した。幕府は、争論の発端が学寮における「安心」の講義内容に問題があると判断し、学寮の取り壊しをもって争論の終結とすることを命じたのであった。

覺舎を失った学僧たちであったが、彼らの向学心は衰えることはなかった。「学林之由来」の続きには、路頭に迷う所化もいたことから、本山より講義を行う場所として屋敷を下付されたことが述べられている。彼らはそれを「仮の講所」「所化のかり宿」と呼んだ。知空は所化の強い要望を受け、講義を行いながら学寮の再建に取り組んだ。その甲斐あって、元禄8（1695）年に学寮は「学林」として復興され、所化たちの新たな覺舎となったのである。

「学林之由来」が記されてからちょうど300年。大学の前身ともいえる「学寮」の復興を目指し、所化たちの教学に尽くした知空の功績を今一度振り返る時期ではなかろうか。なお「学林之由来」については『龍谷大学350年史 史料編 第1巻』にて翻刻・解説しており、通史編にて補訂がなされている。

（長谷屋楨）

2015年3月31日発行

編集・発行 龍谷大学大宮図書館（大学史資料室）

<http://www.ryukoku.ac.jp/lib/archives/index.html>
〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1
電話：075-343-3311（内線5114） FAX：075-343-3362